

滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

別添「滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業業務委託仕様書」参照

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 業務期間

履行期間の始期から令和7年12月26日(金)まで

(3) 予定価格

13,617,000円(消費税および地方消費税(10%)を含む)

なお、この事業において必要となる支援金原資92,941,000円(予定)を別途資金として交付する。

3 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件全てを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)

・大分類:役務 中分類:その他の役務の提供

(5) 地方自治法施行令第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を具備していること。

※ 本業務を行う者は、地方自治法第243条の2に規定する指定公金事務取扱者として指定を受ける必要があるため、契約予定者として選定された後に指定に係る申し出を行うこと。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-4314

4 説明会の開催について

説明会は開催しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の(1)から(5)までの書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

(1) 参加申請書(様式1) 8部(正本1部および写し7部)

※代表者印を押印すること

(2) 企画提案書

ア 体裁および部数

体裁:A4 様式は任意とし、枚数は制限しない。

部数:8部(正本1部、写し7部)

イ 内容

次に掲げる事項について、8(3)に掲げる評価項目に基づき、具体的な実施方法や内容を記載すること。また、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること。

(ア) 事業実施体制(組織体制、実施責任者、担当者、業務提携事業者等)

※再委託を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。

(イ) 類似業務の受託実績等

(ウ) 事業全体の設計およびスケジュール

(エ) 県内雇用の創出等

(3) 添付書類

ア 企業・団体等概要書(様式2)または企業・団体等の概要説明書(パンフレット等)8部

イ 定款または寄付行為1部

ウ 過去3年(令和4年4月1日以降)の事業報告および決算報告1部

エ 受託事業等実績説明書(様式任意)8部

(4) 概算見積書

ア 体裁および部数

体裁:A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数:2部(正本1部、写し1部)

イ 作成上の留意事項

(ア) 概算見積書には、「滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

(イ) 消費税および地方消費税を含むこと。

(ウ) 企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、発行責任者名があること。

(5) 社会政策推進面に係る関係書類(該当する場合のみ提出)

ア「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合、その登録証の写し1部

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、その認定通知書の写し1部

ウ 高年齢者就業確保措置を講じている場合、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し1部

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し1部

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合、障害者を雇用している旨の申立書等障害者の雇用に関する書類の写し1部

カ「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合、その認定通知書の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、その認定通知書の写し

ク 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、その認定通知書の写し

ケ「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、その認証通知の写し1部

コ 環境マネジメントシステムのうち下記いずれかの認証、登録を受けている場合それを

証するものの写し

- ① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
- ② 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
- ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④ 一般社団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

様式3の質問票により、電子メールで下記11に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年8月4日(月)正午まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和7年8月5日(火)17時まで、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/>

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和7年8月21日(木)正午 必着

※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記11に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

ア 持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(2) プレゼンテーション・審査会の開催

ア 実施予定日

令和7年8月26日(火)午前9時より滋賀県庁内での開催を予定している。

詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知する。

イ 方法

提案内容を紙の資料をもとにプレゼンテーションすること。なお、プレゼンテーションに当たり、

企画提案書とは別に説明資料を用意する場合は、紙で8部用意すること。

ウ その他

企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

(3) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により総合的に審査する。

(4) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に直接通知する。

9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、商工政策課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10 関係様式

様式1 参加申請書

様式2 企業・団体等概要書

様式3 質問票

11 問合せ先

滋賀県商工観光労働部 商工政策課(担当:武田、尾崎)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3712 FAX:077-528-4870 E-mail:fa0001@pref.shiga.lg.jp

12 失格

以下に該当した場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

13 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はなく、参加に要する経費は全て各事業者負担とする。
- (2) 提出された全ての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。
- (6) 委託料の支払は、精算払いとする。また、この業務委託の実施については、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)等が適用される。

- (7) 本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査の対象となることがある。
- (8) 本事業の取組状況や成果等は、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (9) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しない。